

# 住民基本台帳の閲覧状況を公表します

村では、住民基本台帳法第11条の2に基づき、住民基本台帳にある情報のうち、住所、氏名、生年月日、性別について、閲覧を認めています。

ここでは、平成18年11月に施行された住民基本台帳法の改正以後、平成21年11月から平成22年10月までにおける閲覧状況について公表します（住民基本台帳法第11条第3項及び第11条の2第12項）

◎国・地方公共団体

請求機関の名称	閲覧日	請求事由の概要	閲覧に係る住民の範囲
自衛隊岩手地方協力本部二戸地域事務所	平成22年 1月26日	自衛官の募集事務に係る広報の用に供するため（根拠法令：自衛隊法第29条第1項、同第35条）	平成4年4月2日から平成5年4月1日までの間に生まれた者